

◇武藤 威君

○議長（伊藤福章君） 次に、9番、武藤 威君の一般質問を許可いたします。武藤 威君、登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君） 9番、武藤です。

私も、農業委員をやっておりまして、そのいつきですけれども、戸沢議員には大変お世話、お世話というより迷惑かけたことだらけで、本当に悲しい限りでございますけれども。

また、現在の農業委員会長の渡邊会長とも確か6期か7期一緒にやらせていただいておりますので、私の気持ちはよーくわかると思いますので、いい答弁というよりはお答えいただけるものと考えております。

そういう中で、立正大学の名誉教授の富山先生という方が「水と緑と土」という1974年に出版された本をちらっと見ました。そうしたら、「農業は単なる食料の工場ではありません。食料をつくる過程で水や大気を養い、環境に重要な役割を果たしています」云々と書かれておりました。なるほどなと思っておりましたし、今、農地・水・環境保全対策等の名のもとで、政府も農地・水・環境保全は農業の多面的機能だとうたっておるわけでございます。私もようやく理解されてきたなと喜んでおりました。しかしながら、今、そんな私の立場から見れば、この農地法の改定案ですけれども、農業から土地を取り上げると、切り離して扱おうとする今回の農地法の改正は、まさに逆行しておるわけでございます。政府みずから農業の多面的機能を否定しようとしているとしか考えられないわけでございます。

また、非常にわかりやすい新聞の記事を見たことがございますけれども、その見出しに「今度はお百姓さんが派遣労働者に」と大きな見出しで書かれておりましたけれども、例えば一人の大企業の方が東京あたりで、都会で電話1本で采配をふるい、現地では労働者をかき集めて耕作すればいい。例えば4号線と言えば、東京あたりから宇都宮、小山、福島、岩手、秋田、青森と順々に大型機械で田んぼを大きくして、田んぼをぶって、返って、代かきして田植えして、最後はあっちから稲を刈ってくる。そういう姿がほうふつされると。いわゆる農業の工業化への道になるのではないかなと、末恐ろしいのではないかなと。これは実は先ほど会長と長年一緒にやったということを言いましたけれども、確か私の三、四期ごろからこういうことが出始めました。しかしながらやはり問題があり過ぎるということでもなくなりましたけれども、しかしながら今回はただごとでない、やっぱり国会で騒いでいる。ただごとではないということで私、とうとう

一般質問に立ったわけでございますけれども。

農民が食料を生産する過程で、やはり山を育て、水を養い、水路を守り、国土の保全、文化の守りにかけがえのない役割を果たしてきたはずでございますけれども、これはなぜできたということは、やはり我々農民の生活と農地とが一体になっているからこそできたわけでございます。例えば不作が続いたとしても、また低米価、また米づくりの時給が1時間179円の時でも、おいしい米をつくろうと頑張れるのは、やはり親から伝わってきた、受け継がれた土地、私の土地だからと歯を食いしばって農地を守ってきたわけでございます。そんなふうにしてそれぞれの地域でやはりそこに住み、自分の土地を耕す、零細と言えはあれですけれども、小さな農家たちの共同体によってきょうまで支えられてきたわけでございます。これがもし株式会社だったらどうなるか。株主だったら赤字が続いたら黙っていないと思うわけです。やはり農業の工場閉鎖、派遣切り、首切りという形になっていくのではないかなと思うわけでございます。

やはり我々の生活の原点の守りは、地産地主義であり、その守り手はやはりそれぞれ隔々に住む私たち農民の固まり、共同体だと考えるわけでございます。自給率を上げるというなら、そうした農家こそ支援すべきだと私はいつも思っておるわけでございます。大きいことはいいことだという発想自体、これは時代おくれではないかなとさえ思うわけでございます。

ところで今、農地法の改正案が先ほどから言いましたけれども国会で審議されておるわけでございますけれども、農地法の目的まで見直して、農地の貸し借りを全面自由化すると、企業の農業参入に大きく道を開く、1952年に農地法が制定されたわけでございますけれども、それ以来の大転換だと思うわけでございます。この法案が家族経営中心の農業を解体し、食料の自給率向上や環境の保全など重大な障害を持ち込むものとして私も1農民として強い怒り、この案はやはりやめた方がいい、廃案しかないなとさえ私は感じておるわけでございます。

第一、農地は耕作者のものという原則を放棄して農地は守れるはずはないと思います。改正案の最大の問題は、農地法の根幹である農地は耕作者のもの、耕作者主義が原則、これをぶっ壊してしまう、解体してしまうというのが一番問題なのではないかなと。やはりみずから農作業に従事する者のみに農地に関する権利を認めるこの原則は、農家が安心して営農に取り組める基盤となり、農営企業による農地の投機や買い占め、農地の多用途転用に対する防波堤の役割を果たしてきたはずでございますけれども、また戦後、民主主義の原点の一つであった農地改革を具体化し、農業と農村社会の安定の土台となってきたはずでございます。

改正案は、第1条の目的から、耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、地位の安定

云々を図ると、いわゆるこれを外してしまうということでございます。これを外して、農地を効率的に利用する者、権利の取得の促進に置きかえているわけでございます。いわゆる「耕作者」という文言を削除してしまっている。いわゆる耕作者の権利を重視する法制度から、効率的な利用が図られれば農外企業でもだれでもという考え方への転換だとさえ思えてならないわけでございます。

今日、農地には、食料生産の基盤であるとともに、環境や国土の保全、住民の暮らしや就業の場の確保、伝統や文化をはぐくむ地域の共有財産としての役割も強く今求められておるわけでございます。そうした多面的な役割を担う上でも最もふさわしいのが、先ほどから何回も言いましたけれども、この耕作者主義が原則だと考えられるわけでございます。やはり今一生懸命やっているこの案は何と考へてもこうした私たちの時代の要請に逆行するものではないかと思うわけでございます。

やはりこうした中で、もしこれが通つたらと、これはもちろん国で決めるわけですが、こういう隅々と言つては悪いですが美郷町からも発想を発信していかなければ、これは美郷の将来、今一生懸命まちづくりに励んでいる、学校統合の今話し合いありましたけれども、学校初め公共事業等をやろうとしている矢先に、こういう問題が出てきたら大変なことになる。やはりそういう問題でも町長からも、農業の再建とでもいいますか、一番先頭になっている町長からも基幹産業の農業を守るという気持ちの言葉をひとついただきたいもんだなど。

とともに、農業委員会会長からも伺いたいと思いますけれども、我々にも責任がございますけれども、やはりこの基幹産業の農業を守るために農業委員会は一生懸命頑張っております、会長を先頭に。ただ、弱体化とでもいいますか、弱体化というより、定数は削減されるだろうし、その地域に農業委員はいなくなるだろうし、給与は少ないだろうし、大変な時代でございます。それでも歯を食いしばって頑張っている農業委員の人たちには本当に敬意を表したいと思いますけれども。

ところで、秋田県種苗交換会が毎年行われておりますけれども、その際に農業委員大会があるわけでございます。昨年12月に開催された第52回秋田県農業委員大会では、不耕作目的で所有権及び利用権の取得を排除する権利移動規制は引き続き堅持すること、また、一般企業の農地取得について断固認めないことを求めた大会議案を採択しております。これは私も農業委員会在籍、やっている時代にもこういうものが出されたことがございますけれども、恐らく今こういう時代ですので、農業委員会でもそういうことをいろいろと議論などしておると思います。会長から一

言お願いしたいわけでございます。例えば秋田県の会長、二田さんに電話かけてやったとか、意見書を出してやって国会へ届けてくれと言ったとか、県出身の国会議員に頼んだとか、全国に言っ  
てやったとか、何かあると思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、国会で議論されております農地法の改正案については、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借についての規制を見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等により、その有効利用を促進することを趣旨にしていると伺っております。具体的には、農地法の目的を所有の観点から効率的な利用を促進する考え方に改めるとともに、農地転用や農地の権利移動規制の見直しを図るほか、遊休農地対策を強化するなどの改正案内容となっているとのことです。

議員ご指摘のとおり懸念が生ずる見方もあるわけですが、一方で、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれがある場合には、農業委員会は許可しないとの要件を新たに設けるなど、農業委員会のチェックを通じて地域農業の取り組みを阻害するような権利取得を排除する規定が盛り込まれております。また、農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を契約に付させるほか、契約による貸借の解除がなされない場合には許可を取り消すことの規定も含んでいる内容となっております。したがって、法の趣旨を遵守させる規制を維持しつつ、さらに農地の有効活用を促進していく改正と認識しておりましたが、今般の国会審議の過程において、議員もおっしゃいましたが、第1条の法の目的部分の文言修正や耕作者の定義・解釈について議論中と伺っており、法の根幹に係る部分の修正議論中の法案について現段階で私の見解を述べるのは尚早と存じますので、差し控えたいと思います。

いずれどういう法改正になりましても、美郷町におきましては、個別経営体や組織経営体を問わず、みずからの経営選択のもとで、それぞれが農地をフルに使い切り、農業として成り立つ経営を実現していくとともに、先祖代々受け継がれた農地と豊かな水、田園風景を守り続けていくことが何より肝要と存じますので、一義的には今後とも地域の担い手に農地の利用集積を進めるとともに、農地の適正な維持や効率的かつ安定的な農業経営体の確保、育成に努めていくことが大切ではないかと考えております。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。農業委員会長、登壇願います。

（農業委員会長 渡邊 調君 登壇）

○農業委員会長（渡邊 調君） それでは、先ほどの武藤議員のご質問にお答えいたします。

最初の不耕作目的で所有権及び利用権の取得を排除する権利移動規制は引き続き堅持することについてのご質問についてですが、従来から、農地の権利取得した者にあつては、権利の移動、設定のいずれの場合であっても、農地の農業生産を通じて適正、効率的に利用する責務が課せられると規定されております。不耕作地・耕作放棄地を未然に防ぐためにも、次のことに留意しながら農地の有効利活用に努力してまいりたいと考えているところであります。

最初に、権利の移動、設定する場合においては、農業委員会が許可する際の要件として、地域における家族農業経営や担い手育成などを考慮しながら、当町の肥沃な農地保全のためにも、確実な農地の適正利用をより一層促してまいりたいと考えております。また、農業委員会の日常活動にあります農地パトロールを通じて、許可後においても耕作を行っていないなど不適切な利用形態が判明した場合は、許可を取り消すなどの厳正な措置を講じることといたします。

次に、現在、国会で審議されている農地法改正案の一般企業等の農地取得など、いわゆる農業参入につきましては、措置勧告などを政令・省令に盛り込むよう、全国農業委員会会長会、全国農業会議所を通して政府、国関係機関へ提案・要請しているところであります。

美郷町農業委員会といたしましては、現場から農業行政を推進していく上で、懸念される具体的な課題、諸問題に真摯に取り組み、秋田県農業会議を通して可能な限り意見や提案を政策反映できるよう鋭意努力してまいり所存であります。

ということで、武藤議員は何か納得しないようですが、最後の質問にお答えいたします。

先ほどお話がありました全県会長会の後に12月の初めごろですか、全国会長会議がございまして、それに伴いまして秋田県の県選出議員に、県北・中央・県南と分かれまして文書とそれから口頭で丁重にお願い申し上げました。これはもう真剣な気持ちで先生方も聞いてくれましたし、私どももお願いしてまいりましたことをつけ加えまして報告申し上げまして、終わりいたします。

○議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。9番、武藤 威君の再質問を許可いたします。

○9番（武藤 威君） 再質問はありませんけれども、町長の考え、ああ、さすがだなと思いました。また、農業委員会長も、いや私のやっている時分とずっと受け継いできているなど、私と同感だなと思っておりますので、再質問はありませんけれども、まだ時間が少し私の持ち分あるよ

うですので、このうちの3分の1ぐらいいただいて。余りにも、私ほんの一部言っただけですけども、まだまだあるわけです。それで一言だけ、わかっていると思いますけれども、述べて終わりたいと思いますけれども。

今回自由化するのには農地の貸し借りに限り、所有権については従来どおりということに維持するというようにしておりますけれども、確かに農地の権利移転の要件を定めた第3条には、農作業に常時従事する者以外には許可しないという規定だけは残しております。しかし、先ほどから言いましたけれども、その根拠となる第1条の理念を放棄して、やはり個別状況でいつまでも維持できるものかどうかと私疑問に思うわけでございます。やっぱり、何回も同じことを言いますけれども、第1条で、農地は耕作者みずから所有が最も適当とする規定を削除した、これがやはりだれでも所有してもよいということにつながりかねないのではないかなという議論になるのは必至なわけでございます。さらには、貸付農地、小作地の所有を制限する規定を廃止すると大変なことになる。地主的な農地所有や貸し出し目的による農地取得も自由となりかねないと私は考えるわけでございます。そうした改正案は、農地の利用権にとどまらず、今度は所有権に自由化の道を開くという結果に思えてならないわけでございます。所有権の自由化に連動するのは必至だと思うわけでございます。

さらに困ったのは、今改正案は標準小作料の制度を廃止するとしております。この農業委員会でも地域の実態に即して定められる標準小作料は、借地料の目安として今99%これによって相対で貸す人、借りる人がうまくいっているわけでございます。高く評価されて今やっておるわけでございますけれども、やはりもしそれが廃止とでもなったら、農外企業がより高い借地料で農地を集める、いわゆる先ほどの工業化に走ってってしまうのが可能になるのではないかなと。

それから、賃貸借、20代の方が借りれば、今まで20年間だったのが、今度は50年間です。一生に1回やれば、もうできると、延長しちゃうと、賃貸借期間。どれをとってみても、利用重視と言いながら、農地を借りて我々営まれている農業の実態や関係者の要求を矛盾するという結果などなど、たくさん問題ありますので、町初め、農業委員会初め、私たちもですけども、協力しながら、この案はまずこのままでは相当のいい修正案が出てこなければ我々農民は納得しないのではないかなと思うところから、それぞれの分野でお互いに頑張りましょう。以上です。

○議長（伊藤福章君） これで、9番、武藤 威君の一般質問を終わります。